

## 証券投資信託の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

このたび弊社では、下記の証券投資信託につきまして、投資信託約款に基づき信託終了日を繰り上げ、2023年11月6日をもって投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせ致します。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

#### 追加型証券投資信託

- 「SBI 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）＜資産成長コース＞」
- 「SBI 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）＜年3%定率払出しコース＞」
- 「SBI 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）＜年5%定率払出しコース＞」
- 「SBI 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）＜年7%定率払出しコース＞」

### 2. 信託終了（繰上償還）の理由

各対象ファンドにつきましては、信託約款第38条において、受益権の総口数が5億口を下回った場合には、書面決議の成立（本議案の可決）をもって繰上償還させることができるとしています。

本ファンドの受益権口数は、2018年12月17日の設定以来、信託約款に定める繰上償還の基準である5億口を下回る状態が継続し、2023年7月31日現在の受益権総口数は、資産成長コースが約97百万口、年3%定率払出しコースが約56百万口、年5%定率払出しコースが約1億1千万口および年7%定率払出しコースが約3億4千万口となっております。今後、本ファンドの信託財産の大幅な増加は見込み難しく、効率的な運用の継続が困難な状況であると考えられることから、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還を選択することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

### 3. 書面決議の手続き及び日程

①受益者の確定日	2023年9月20日（水）
②書面による議決権の行使期限	2023年10月16日（月）弊社到着分までを有効とします。
③書面による決議の日	2023年10月17日（火）
④信託終了日（予定）	2023年11月6日（月）
⑤償還金支払日（予定）	原則として2023年11月7日（火）までにお支払いを開始します。

本議案の議決権の行使につきましては、2023年9月20日（水）現在の受益者の方\*を対象にしております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは2023年11月6日（月）をもって信託終了（繰上償還）となります。

\*2023年9月15日（金）までに取得申込の受付を完了された方が対象となります。

以上

2023年9月16日  
SBI アセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目6番1号